

民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理 パブリック・コメント回答用紙

氏名又は名称：日本証券業協会

論点	意見
第3 債務不履行による損害賠償	
4 過失相殺（民法第418条）	
(1) 要件	☐ 過失相殺 【意見】 「債権者の損害軽減義務の発想を導入するという考え方」については、債権者に過度な負担を課すおそれがある。 【理由】 - 民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理（以下「中間論点整理」という。）P10には、「債権者が債務不履行の発生や損害の発生・拡大を防ぐために合理的な措置を講じたか否かという規範を定立するなど、債権者の損害軽減義務の発想を導入するという考え方」が示されている。 - 取引所金融商品市場における金融商品の売買等の受託に関して、顧客と証券会社との間の契約である受託契約準則によれば、顧客が委託売買の決済を履行しない場合に、金融商品取引業者は当該売買を決済するため顧客の計算において反対売買をすることができるとされているが、実務においては顧客に債務履行の意思の有無を確認するなど個別の事情を勘案するケースもある。 - しかし、本規定が導入されると、処分権者である金融商品取引業者は価格が変動する金融商品の処分時期を選択して損害を軽減すべき義務を負うと解釈される可能性がある。そこで、不履行顧客にとって不利な価格で反対売買がなされ損害が生じることによる訴訟リスクを避けるため、金融商品取引業者は、顧客の個別事情に配慮することなく受託契約準則に基づいて形式的に対応せざるを得ないケースが増加すると考えられ

論点	意見
	る。結果として、一方的かつ画一的な対応を行わざるを得ないことによりかえって金融商品取引業者の選択の幅を狭め、結果、顧客保護に繋がらなくなる恐れがある。 <参考：東京証券取引所 受託契約準則> (顧客の決済不履行の場合の措置) 第 53 条 顧客が、所定の時限までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付しないとき、発行日決済取引に関し預託すべき委託保証金又は損失計算が生じた場合において損失に相当する額の金銭を取引参加者に預託しないとき及び信用取引に関し預託すべき委託保証金若しくは支払うべき金銭を取引参加者に預託せず若しくは支払わないとき又はその貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、取引参加者は、任意に、当該売買又は信用取引を決済するために、当該顧客の計算において、売付契約又は買付契約の締結（その委託を含む。）を行うことができる。 2 取引参加者が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有し、又は振替法に基づく口座に記録する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払を顧客に対し請求することができる。
第 5 契約の解除	
5 複数契約の解除	○ 契約の解除 【意見】 「一つの契約の不履行に基づく複数契約全体の解除に関する規定を新たに設けるべきであるという考え方」については、金融商品取引の安定性に支障をきたすおそれがある。 【理由】 - 金融商品取引においては保有する金融商品を売却し、その売却代金で他の金融商品を買付け、といった取引は日常頻繁に行われる。このような場合にも一方の取引が解除されたり無効とされたりすると、他方の取引も解除されたり無効とされたりすることがありえるとすれば、取引の安定性に支障をきたすおそれがある。

論点	意見
	るのではないか。 ・ なお、この一連の取引が一個の契約だと評価されとしても、その一部である一方の取引に解除原因や無効原因がある場合に他方の取引にも影響が及び契約全部が解除されたり無効とされたりすれば、同様の問題があると考えられる。
第 8 債務不履行に関連する新規規定	
1 追完権	☐ 追完権 【意見】 ・ 債務者の追完権を認める範囲の検討に当たっては、金融商品取引の実務に十分配慮して欲しい。 【理由】 ・ 金融商品取引所の受託契約準則によれば、顧客が委託売買の決済を履行しない場合に、金融商品取引業者は当該売買を決済するため顧客の計算において反対売買をすることができ、これにより金融商品取引業者に損害が発生した場合にはさらに顧客の有価証券を処分してその賠償に充当できる。これは金融商品取引業者の権利であるが、追完権により対抗されるとすると、価格変動の激しい有価証券取引に関し簡易・迅速な決済不履行の措置を定めた趣旨を損なうおそれがある。 ・ 債務不履行をしてもなお債務者に追完権があり各種の効果が付与されるとすれば、契約において合意した履行期の意義が希薄になり、契約の拘束力を弱めることになるのではないか。 <参考：東京証券取引所 受託契約準則 第 53 条（前出）>
第 13 債権譲渡	
1 譲渡禁止特約（民法第 466 条）	
(1) 譲渡禁止特約の効力	☐ 譲渡禁止特約 譲渡禁止特約の効力 【意見】

論点	意見
	「相対的効力案」の方が、金融商品取引の安定性を確保できるものと思われる。 【理由】 - 絶対的効力案、相対的効力案のいずれを採るかで、実務の影響が大きく変わるとは思えないが、（ローンのセカンダリービジネスとの関係で）譲渡禁止特約付債権の流動化のし易さなどを考えると、相対的効力案のほうが、資金調達の可能性が広がると思われる。
4 将来債権譲渡	
(3) 譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界	☐ 将来債権譲渡 【意見】 - 将来債権の流動化促進などの観点からは、将来債権の譲受人は、将来債権譲渡の効力を、譲渡人の管財人に対して対抗できる、と考えるべきである。 【理由】 - 将来債権に経済的な価値があるということを前提に譲渡がなされている現実に鑑み、譲渡人が倒産した際、その効力を失うこととなると、譲受人ないしその転得者に対して、不測の損害を与えることになりかねず、市場の信頼性を損なうおそれが生じることとなると思われる。
第18 相殺	
4 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止（民法第511条）	
(4) 相殺予約の効力	☐ 相 殺 【意見】 現行実務上法的安定性を伴って行われている金融取引に支障をきたすことがないよう配慮すべきである。

論点	意見
	【理由】 ・ 中間論点整理P70には、相殺予約の効力について、「学説上は、相殺予約は差押えによる債権回収を回避するものであり、その効力を合理的な範囲に限定すべきであるという見解」（以下「制限説」という）が示されている。 ・ しかし、国際標準化されているデリバティブ基本契約書（ISDA MASTER）や信用取引口座設定約諾書等には、相殺予約の条項が入っており、制限説によれば、仮にこれらに基づく取引が「特定の継続的取引」に該当しなければ、相殺をしても差押等に対抗できなくなってしまう。
第21 新たな債権消滅原因に関する法的概念（決済手法の高度化・複雑化への民法上の対応）	
1 新たな債権消滅原因となる法的概念に関する規定の要否	○ 一人計算 【意見】 ・ 現行の特別法制の下で、安定的に行われている現行の実務、運用に悪影響を与えることがないかについて、慎重に検討すべきである。 【理由】 ・ 中間論点整理P72には、「多数の当事者間における債権債務の決済の過程において、取引参加者A B間の債権が、集中決済機関（CCP）に対するAの債権とBに対するCCPの債権とに置き換えられることがあるが、この置き換えに係る法律関係を明快に説明するのに適した法的概念が民法には存在しないと指摘されている。」とした上で、「決済の安定性を更に高める等の観点から、上記のような法律関係に適した法的概念に関する規定を新たに設けるべきであるという考え方が提示されている。」とある。 ・ 証券取引の決済においては、日本証券クリアリング機構、ほふりクリアリング、日本国債清算機関及び大阪証券取引所が清算機関として機能している。

論点	意見
	・ 現時点では一人計算の概念及び規律の導入により現行実務にどのような影響が生じるかは明らかではないが、現行の特別法制の下で安定的に運用されている実務に影響を与えるような新たな概念及び規律の導入は、徒に経済的負担を生じさせたり、実務を混乱させたりするおそれがあるので好ましくない考える。
第23 契約交渉段階	
2 契約締結過程における説明義務・情報提供義務	1. 金融商品取引法上のいわゆるプロ投資家に関する影響について 【意見】 ・ 民法という一般法に説明義務・情報提供義務の規定を設けるとした場合に、利用者保護と取引の円滑や利用者利便といったバランスを取ることが困難にならないかという観点から慎重に検討すべきであり、改正にあたっては、既存の実務に影響を及ぼさないよう十分な配慮をお願いしたい。 【理由】 ・ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）及び金融商品販売法（以下「金販法」という。）では、投資家を「特定投資家」（いわゆるプロ）と一般投資家（いわゆるアマ）に区分し、この区分に応じて金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）の行為規制の適用の有無を区別することで、規制の柔軟化（柔構造化）とそれによるグローバルな競争環境下における取引円滑化の促進が図られている。 ・ 具体的には、①投資家との間で取引を行う金商業者等には、投資家保護の観点から、十分な行為規制が適用される一方、②その知識、経験、財産の状況から金融取引にかかる適切なリスク管理を行うことが可能と考えられる投資家を「特定投資家」と位置づけ、特定投資家を相手方とする場合については一部の行為規制（注）の適用が免除されている。

論点	意見
	(注) 金商法上の「適合性の原則」、「広告等の規制」、「不招請勧誘の禁止」、「勧誘受諾意思の確認義務」、「再勧誘の禁止」、「取引態様の事前明示義務」、「契約締結前の書面交付義務」、「契約締結時等の書面交付義務」などの行為規制（金商法第45条など）。金販法上も、重要事実の説明義務が免除されている（金販法第3条第7項第1号、同法施行令第10条）。 - 民法で無効又は取消しとならないために求められる説明や情報提供のレベルが、金商法で一般投資家を相手方とする場合に求められるものと同じかそれに近いとなると、金商業者等が特定投資家を相手方とする説明についても、一般投資家を相手方とする説明と変わらないものが求められることとなり、「規制の柔軟化」という金商法における特定投資家制度の趣旨が没却されかねず、硬直的な制度になってしまうおそれがある。 2. 契約締結過程における説明義務・情報提供義務 【意見】 - 金商業者等による金融商品取引に関しては、ここで拡充される説明義務や情報提供義務が重畳的に適用されることのないように配慮すべきである。 【理由】 - この項目に関し、金融商品取引契約及びその締結過程での説明においても、金商業者等と顧客との間における情報の非対称性の存在を前提に、顧客に対する誠実義務（金商法第36条第1項）に基づき、適合性の原則に則った説明を行うことが求められている（金商法第40条第1項、同法第38条第7号、金融商品取引業者等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第117条第1項第1号）。 「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（以下「補足説明」という。）P186では、「契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼす事項」について説明義務を設ける考え方が紹介されているが、どの範囲で説明義務等が課せられるのか曖昧

論点	意見
	であり、説明義務や情報提供義務が課せられる側はおよそ一般的な人であれば知っているであろう常識的な知識や情報についてまで際限なく説明を行わなければならない。 ・ しかし、金融商品取引は、取引対象物が目に見えるものではなく、将来の価値の変動に期待することを主要な動機の一つとする取引であることから、説明が適切とされる基準が画一的でなく、一般的な物の取引とは性格を大きく異にするものである。そのような金融商品取引において金商業者等に際限ない説明義務や情報提供義務を課すことは、既に金商法や金販法で説明義務や民事責任が加重されている金商業者等の顧客に対する立場をいたずらに不利なものとするものと言える。 ・ 一般法である民法において説明義務や情報提供義務が拡充されることを否定する立場ではないが、既に金商法や金販法により規律されている金商業者等による金融商品取引に関しては、拡充される説明義務や情報提供義務が重畳的に適用されることのないように配慮すべきである。 ・ なお、第1点目で言及した、金商法が金商業者等に求める適合性の原則に則った説明は、顧客がその説明の内容を理解することまでを求めるものではなく、当該顧客と同様の属性を有する顧客であれば社会通念上理解すると判断される方法及び程度によるものであると解されており（注1）、この考え方は金販法が第3条第1項及び第2項で金融商品販売業者等に義務付けている説明についても同様であると解されていること（注2）についても留意が必要である。 （注1）三井秀範＝池田唯一監修／松尾直彦編著「一問一答 金融商品取引法〔改訂版〕」（商事法務、平成20年）288頁 （注2）川村正幸編「金融商品取引法（第2版）」（中央経済社、平成21年）337-338頁
第27 約款（定義及び組入要件）	
3 約款の組入要件の内容	○ 約 款 【意見】

論点	意見
	・ 約款の範囲を明確化するとともに、約款を用いた取引への規制が、事実上の個別交渉を義務付けることとなるような過剰なものになるなど、現行実務に影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮していただきたい。 【理由】 (組入要件の「開示」について) ・ 約款の組入要件について規定を設けるとした場合、中間論点整理P 85では、「原則として契約締結までに約款が相手方に開示されていること及び当該約款を契約内容にする旨の当事者の合意が必要であるという考え方がある」とされている。 ・ まず、約款の開示を要件とすることについては、現状、金融商品取引の分野においては開示の方法に関わらず、有効性を問われることなく約款を多数の取引に画一的に用いている。とりわけ、金融商品取引所が定める受託契約準則（金融商品取引所における委託売買取引の執行については同準則に則って行わなければならないこととされている（金商法第133条）。）については、最高裁判例において、同準則は約款の一種と解されるとともに、「当事者がたとえ約款内容を具体的に了知しなくとも当該約款によって契約したものと認められるべき効力を生ずるもの」と解されている（最高裁昭37. 2. 6集民第58号513頁）。そうした現状に鑑みると、約款の組入要件として、例外なく相手方への提示や書面の交付が「相手方に開示されていること」であるとして求められるとなると、契約締結に係る実務が極めて煩雑なものとなり、大量の取引を合理的・効率的に行うことができるという約款使用の意義を損なうことが懸念される。 ・ 証券界としては、約款の存在に関する相手方における認識可能性の確保の必要性は理解するものの、一方で、個別に対応することなく特定の方法により約款を使用することが困難となるような規制を導入することは円滑な経済活動の阻害要因となるおそれがあるものと懸念している。 (約款の組入要件の「合意」について)

論点	意見
	・ 次に、組入合意の要否についてであるが、約款には、定型的な条項を多数の取引に画一的に用いることにより、大量の取引を合理的・効率的に行うことができるという意義を見出すことができるところ、「約款を契約内容にする旨の当事者の合意が必要」との考え方を加重し、事実上、取引ごとに個別に交渉するのでなければ組入が認められないような規制とすることは約款の有用性の否定につながりかねない。 ・ 特に、前述の受託契約準則については、現状、既に金融商品取引所における委託売買取引の執行が同準則に則って行われることは、社会通念上周知の事実になっているとも考えられ、仮に、今後証券会社等が全ての顧客に対して同準則の内容に対して合意を求めるといった作業が発生することになれば、我が国の証券市場における円滑な取引が阻害され、顧客の側においても却って混乱をきたすことが懸念される。 ・ したがって、金融商品取引において従前から用いられてきた約款については引き続き同様の取扱いを認め、日々大量・迅速に執行される市場取引に混乱を与えることのないよう十分に配慮していただきたい。 (約款の変更について) ・ 中間論点整理P 86においては、「約款使用者による約款の変更について相手方の個別の合意がなくても、変更後の約款が契約内容になる場合があるかどうか、どのような場合に契約内容になるかについて、検討してはどうか。」とされている。金商業者等が顧客との間で締結する株式等振替口座約款や、外国証券取引口座約款等については、当初の契約締結時にはこれらの約款を顧客に提示したうえで口座設定に係る申込書を受け入れるものの、その後の変更については、不利益変更の場合においてはみなし同意の方法（相手方への通知によって周知し、その後一定の異議申立期間の経過により、異議が申し立てられなかった場合には、同意を擬制する）により、また、関係法令の改正や社会的要請に基づく変更の場合（反社会的勢力排除条項等）においては、改定されることがある旨を当初契約時にあらかじめ合意する方法により対処しているところであ

論点	意見
	る。 - 合理的、社会的相当性又は公益性がある約款の変更については、現行よりも変更の効力が認められやすくなる考え方が採られるべきであり、約款を用いた取引への規制がこうした現行実務に影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮していただきたい。 - なお、金商業者等がすべての顧客に一律に適用しようとして提示する約款案の内容について合意が得られない顧客については、例えば、顧客が約款案の内容に修正を求め、金商業者等がこれに個別に応じて修正し、修正後の内容に顧客が合意して、修正後の約款案の内容を契約の内容とすることは、顧客が合意するという要件はクリアすると言えるが、不特定多数の顧客との間の契約内容を画一化することにより、日々大量かつ迅速な市場取引を実現するという資本市場の基盤を損ねる可能性があると考ええる。 (約款への不当条項の適用の現実的対応) - また、約款への不当条項の適用については、約款の文言からの形式的な判断ではなく、当該条項の実態的な運用を踏まえた上での判断をお願いしたい。公益的な観点から、文言上は、ある程度広汎な裁量を業者に持たせるような規定になっている場合であっても、実際の取扱上合理的な理由に基づいた裁量権の行使がされる限りは、無効とされるべきではないと考える。
第30 意思表示	
5 意思表示に関する規定の拡充	○ 意思表示に関する規定の拡充 【意見】 - 不実告知・不利益事実の不告知の効果について、相手方が契約を解消することができるという考え方は金融商品取引には馴染まず、過失相殺による中間的な解決の余地を残す為の何らかの配慮をお願いしたい。 【理由】 - 中間論点整理P76では、「説明義務・情報提供義務違

論点	意見
	反の効果については、損害賠償のほか相手方が契約を解消することができるかどうか問題になり得る」とした上で、「この点については意思表示に関する規定（中略）との関係などにも留意する必要がある。」と記載されている。 ・ これを受けて、中間論点整理P 9 3には、「詐欺、強迫など、民法上表意者が意思表示を取り消すことができるとされている場合のほかにも、表意者を保護するため意思表示の取消しを認めるべき場合」として、「契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼすべき事項に関して誤った事実を告げられたことによって表意者が事実を誤認し、誤認に基づいて意思表示をした場合には、表意者は意思表示を取り消すことができるという考え方」が例示されている。 ・ 金融商品取引においては、顧客が保有する金融商品を売却し、その売却代金で他の金融商品を買付けるといった取引は通常であり、そもそも取引を無効とすること自体が取引の安全に支障をきたすおそれがあり、そぐわないものである。 ・ したがって、金融商品取引に関する訴訟のうち不実告知・不利益事実の不告知が問題とされる事案においては、取引を取り消したり無効とするのではなく、過失相殺を考慮しながら柔軟な解決を図ることも有効な解決手段と思料する。 ・ 事業者間であっても、真実と異なることを告げられてそれを信じて取引に入った場合には取消を認めることも検討されているようであるが、金融機関同士の市場相対取引は、各自が自ら得た情報に基づいて独立した判断の下に行うのであり相手の言ったことに依拠することは許されず、仮にその内容が真実ではなかったとしても、それを理由に取消を認めることは（詐欺に当たるような場合は別として）考えられないと思われる。市場で参加者の属性に応じたルールが既に形成されているのを無視して、かつドラスティックな結果（取消）を認めるルールを一律に適用するのは、弊害が大きいと思われる。
第31 不当条項規制	

論点	意見
5 不当条項のリストを設けることの当否	○ 不当条項のリストについて 【意見】 ・ 不当条項については、一律に類型化することは、実務の実態にそぐわないものがあることに留意すべきである。 【理由】 ・ 中間論点整理P97には、「不当条項規制に関する一般的規定に加え、不当と評価される可能性のある契約条項のリストを作成すべきであるとの考え方」が示されているが、金融商品の販売は、業法においてその責任が重く規定されており、相手の事情で販売対応が変わってくるものであるため、一律に類型化することは実態にそぐわないと考える。
第44 消費貸借	
1 消費貸借の成立	
(3) 目的物の交付前における消費者借主の解除権	○ 消費貸借 【意見】 ・ 目的物の交付前における解除権は借主に認められるべきではない。 【理由】 ・ 中間論点整理P131には、「仮に、消費貸借を諾成契約として規定する場合（中略）であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、利息の有無や書面の有無を問わず、貸主が目的物を借主に交付するまでは、借主は消費貸借を解除することができるの特則を設けるべきであるという考え方」が示されている。 ・ この考え方の背景には、返還時期の定めのある利息付金銭消費貸借（契約）の成立後に金銭を必要としなくなった借主が、この解除権を行使することにより、利息の支払の負担から解放されることを企図し、また、

論点	意見
	従来から消費貸借が要物契約とされてきたことに照らして、借主が消費者である消費者契約に該当する場合には諾成的合意からの離脱をより容易に認められるようにしておくべきとの考え方があると思料する。 ・ しかし、諾成契約の成立により貸主には「貸す債務」が生じ、貸主はその履行のために消費貸借の対象物を調達しなければならなくなる。その調達の後に借主により解除権が行使されると、貸主は消費貸借において得られたであろう利息等の収益の機会を失うとともに、消費貸借が解除されても調達に伴う支払利息等の負担は依然として生じ、中間論点整理P 133からP 134にかけて指摘されているように「返還時期の定めのある利息付消費貸借においても期限前弁済をすることができることを条文上も明らかにする場合（中略）」には、貸主が事業者であり借主が消費者であるときに、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることが許されるとの特則」が設けられるとなると、一方的に解除権を行使された上にそれに伴う損害を救済されない貸主は著しく不利な立場に置かれることとなる。 ・ 金商業者等が行う消費貸借に関して言及すると、顧客（消費者）に対して有価証券等金銭以外のものを貸す場合が多く、この場合には当該消費貸借のために調達した有価証券等を他の用途に転用することは難しく、貸主である金商業者等が損害を被る危険性が大きいと言える。具体的には、金融商品取引所市場における信用取引等が、顧客（消費者）を借主、金商業者等を貸主とする消費貸借に該当し、上に述べた問題が生じる懸念がある。 ・ なお、仮に目的物の交付前における解除権が借主に認められるとするならば、解除権を行使されたことに伴う損害については、債権者が解除をした借主に損害賠償を請求することが出来るとすべきである。
第49 委任	
1 受任者の義務に関する規定	

論点	意見
(1) 受任者の指図遵守義務	○ 委 任 【意見】 ・ 如何なるときが受任者の指図遵守義務の例外となるのかを明確化していただきたい。 【理由】 ・ 中間論点整理P 150には、受任者の指図遵守義務の例外として「①指図を遵守しなくても債務不履行にならない場合があるか、②指図に従うことが債務不履行になる場合があるか」について更に検討してはどうかとの記述がある。 ・ しかし、如何なるときが「指図を遵守しなくても債務不履行にならない場合」を指し、「指図に従うことが債務不履行になる場合」を指すのかが明確でない。投資一任契約の受任者となりうる金融商品取引業者側にとっては、自らが指図遵守義務を負うか否かが的確に判断できない場合が生じる。 ・ 一例として、投資一任業務において、顧客から「米国株式と米国債券を半々のポジションで運用してほしい」と依頼されていた場合において、米国の株式市場が暴落したとして、日本時間では早朝なので顧客の確認が取れない場合、金融商品取引業者に、顧客の指示に反して米国株式の運用比率を低くする等の義務があるのか、といった疑念が生じる。 ・ なお、金融商品取引業者は、金融商品取引法第40条の2に基づき最良執行方針等を定めて公表し、これに従って顧客の注文を執行することが義務づけられているが、民法において受任者の指図遵守義務の例外が規定された場合、自社で定めた最良執行方針のとおり執行すれば、民法上の善管注意義務に反しないことを確認したい。
第49 委任	
6 特殊の委任	

論点	意見
(1) 媒介契約に関する規定	○ 媒介 【意見】 ・ 民法に媒介契約や取次契約に関する規定を設ける場合には、現行の金融商品取引の実務に配慮すべきである。 【理由】 ・ 金融商品取引法においては、金融商品取引等の「媒介」や「取次ぎ」を「業として行うこと」が金融商品取引業とされる（同法2条8項3号、4号等）。「業として行う」とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うものをいうと解されており、営利性の有無についてまでは触れられていない。民法に媒介契約に関する規定を設ける場合、その定義に有償性を盛り込むと、営利性の有無を問わない金融商品取引業としての媒介の概念と齟齬を生じるおそれがある。 ・ また、「媒介」や「取次ぎ」については金融商品取引法に定義がなく、その意義は私法上の概念に依拠して説明されるのが通例である（商法502条11号、551条、543条等）。民法に媒介契約や取次契約に関する規定を設ける場合には、「媒介」や「取次ぎ」について実務の理解と齟齬が生じないように留意すべきである。 ・ さらに、「媒介」について中間論点整理P156には、「媒介者は委託の目的に適合するような情報を収集して委託者に提供する義務を負うこと、媒介者が報酬の支払を請求するためには媒介により第三者との間に法律行為が成立したことが必要であることを規定するという考え方があるが、その当否について、更に検討してはどうか。」とある。 ・ 金融商品取引業者が行っているPTS（私設取引システム）業務については金融商品の「媒介」行為を行う場合があり、媒介者である金融商品取引業者が「委託の目的に適合するような情報を収集して委託者に提供する」こととなると、現行実務に影響を与える可能性があるため、その点についても配慮願いたい。

論点	意見
第50 準委任に代わる役務提供型契約の受皿規定	
1 新たな受皿規定の要否	○ 新たな受皿規定の要否 【意見】 ・ 役務提供者が役務受領者に対して不利な立場に置かれることのないよう、改正に際しては、十分に配慮していただきたい。 【理由】 ・ 中間論点整理によれば、準委任を「第三者との間で法律行為でない事務を行うことを目的とするもの」とし、準委任に代わる受皿規定として役務提供型契約を設ける考え方が打ち出されている。 ・ この考え方によると、現在は準委任とされている行為の中には役務提供として位置付けられてその規律に服するものがあり得、例えば、財務コンサルティング（M & Aアドバイザー等）業務や証券総合サービス業等、第三者ではなく相手方に直接役務を提供する契約については役務提供型契約とされる可能性があると考えられる。 ・ しかしながら、このような業務においては、契約において提供する役務の内容を定めておくことが難しく、後述の報酬に関する規律の規定内容如何によっては、役務受領者に対して不利な立場に置かれることが危惧される。
4 報酬に関する規律	
(2) 報酬の支払方式 (3) 報酬の支払時期	○ 報酬の支払方式 【意見】 ・ 準委任の新たな受皿規定が設けられる場合には、現行の報酬の支払方式などの実務に配慮した規定とすべきである。 【理由】

論点	意見
	・ 中間論点整理P 158では、「準委任に代わる役務提供型の新たな受皿規定を設けるとした場合に、役務提供型契約における報酬の支払方式には、役務提供の処理によってもたらされる成果に対して報酬を支払うことが合意されるもの（成果完成型）と、役務提供そのものに対して報酬が支払われるもの（履行割合型）があることを条文上明記」することについて検討してはどうかとの記述がある。 ・ また、補足説明P 395では、「労働力を提供することそれ自体が債務の履行であり、当初から一定の分量の履行や仕事の量が約束されているわけではなく、どれが履行の全部、どれが一部ということが観念できない役務提供型契約もあるので、履行の割合という観念で整理しきれない場合もあるのではないかと意見」が紹介されている。 ・ 証券会社等が提供するM&Aアドバイザリー業務においては、役務の内容が個別事案ごとに異なり、また、契約時点で当事者が合意した役務提供内容が事後的に変更されることもあり、結果として、当初予定されたイグジットが実現するとは限らない。 ・ このため、報酬を請求することができる要件や前払時の報酬返還の要件を事後的に役務受領者（顧客）との間で確定することが可能となるよう、柔軟な制度設計をしていただきたい。
(4) 役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権	○ 役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権 【意見】 ・ 「現行法の下で役務提供者が得られる報酬請求権の内容を後退させるべきではないとの指摘があることにも留意」しながら検討を行うという方向性について、強く支持する。 【理由】 ・ 例えば、各国の金融機関が提供しているM&Aアドバイザリー業務については、それぞれの国における企業の国際競争力や事業展開の柔軟性等を高めることに大きく貢献しているが、今後の民法改正に伴う報酬等に

論点	意見
	関する新たな規律が、我が国におけるM&Aアドバイザリービジネスを阻害し、結果として我が国企業の競争力が海外企業に比して劣後するような状況が生じることは避けるべきである。 ・ したがって、少なくとも中間論点整理P159に述べられている「現行法の下で役務提供者が得られる報酬請求権の内容を後退させるべきではないとの指摘があることにも留意しながら」検討を行っていただくことを強く支持するものである。
5 任意解除権に関する規律	○ 役務提供者による任意解除権 【意見】 ・ 準委任の新たな受皿規定が設けられる場合には、一定の条件を定めた上で役務提供者による任意解除権を認めるべきである。 (任意解除権) ・ 補足説明P399で紹介されているとおり、役務受領者（顧客）が反社会的勢力である場合などは、直ちに口座解約などの手続きを取る必要があることから、役務提供者にも任意解除権が認められる余地が設けられるべきと考えられる。また、反社会的勢力であると明確に認識できない場合であっても、重大な経済犯罪を犯した者等については、金融機関の業務の特殊性を考慮し、口座解約（役務提供契約の任意解除権の行使）ができる余地を認めるべきである。
第57 事情変更の原則	
1 事情変更の原則の明文化の要否	○ 事情変更の原則 【意見】 ・ 判例が認めている「事情変更の原則」を明文化した場合、金融商品取引について実務上の混乱が懸念される。 【理由】

論点	意見
	・ 中間論点整理P 1 7 8には、事情変更の原則の効果について、再交渉請求権・再交渉義務を規定すべきとの考え方が示されている。 ・ 補足説明P 4 3 8には、「否定的な立場からの意見としては、債務の履行を拒絶する口実として事情変更が使われることが多いという取引実態を考慮すると、事情変更の原則の明文化により履行を拒絶する事案が増加するおそれ」が指摘されているところであるが、証券業界としても事情変更の原則が明文化されれば、本来的に要件を満たしていないものも含め、些細な状況の変化であっても事情の変更があったとして、契約改訂の再交渉を求める申出が増えることが予想され、申出への対応が煩雑なものになることから、実務上の混乱が懸念される。
その他（自由記載欄）	